

オーストラリア東北部にあるクイーンズランド州の北部に位置し、トロピカル・ノース・クイーンズランドとよばれるエリアの中心都市。1876年に近郊で金鉱が発見され、その港町としてゴールドラッシュ時代に栄えた。世界最大のサンゴ礁地帯として名高いグレート・バリア・リーフへの玄関口で、リゾート客や観光客で賑わう。コロニアル調の歴史を感じさせる建物やおしゃれな飲食店などが並ぶ町は、小ぢんまりとしていて徒歩で回れる程度。日帰り圏内にはダイビングやゲームフィッシングが楽しめるスポットも多い。町からひと足のばした内陸部には熱帯雨林が広がり、オーストラリアにしか生息しない珍しい動植物を見ることが出来る。また、ケアンズとポート・ダグラスを結ぶキャプテン・クック・ハイウェイは、世界で最も美しいドライブコースといわれている。

市内へのアクセス：ケアンズ空港(CAIRNS AIRPORT:CNS)から約5KM、タクシー 10～15分 約25～30.00AUD、エアポートバス 22.00AUD。

時差・サマータイム：日本との時差は+1時間。ケアンズの方が進んでいる。サマータイムはない。[2026年情報]

平均気温・降水量・服装

A:夏服・半袖 B:薄手のセーター、カーディガン等 C:冬服・薄手のコート等 D:厚手のコート、手袋等の防寒具

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
最高気温	32	32	31	30	28	27	27	27	29	30	31	32
最低気温	24	24	24	22	21	19	18	17	19	21	23	23
降水量	356	454	364	213	89	42	30	30	33	49	111	181
服装	AB	A	AB	AB	AB	AB	AB	AB	AB	AB	AB	AB

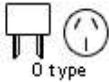
通貨

通貨単位・略号	オーストラリアドル AU DOLLAR/\$		
1米ドル=1.55オーストラリアドル	1オーストラリアドル=101.28円	更新日: 2025/11/26	

この「為替レート」はIATA(国際航空運送協会)発表レートを掲載しています。

外貨購入レートは銀行、両替実施日によって異なります。

電気・通信機器

電圧	220～240V	周波数	50Hz
プラグタイプ	 Q type		

※差込口の形状は同タイプで複数あり、イラストと異なる場合がありますのでご注意ください。

飲み水：可。水道水は飲めるが、ミネラルウォーターの方が望ましい。

祝祭日（*印は年により日にちが変わる祝日）：2025年 1/1(元日)、1/27(オーストラリア デー)、4/18*(聖金曜日)、4/21*(イースター マンデー)、4/25(アンザックデー)、12/25(クリスマス)、12/26(ボクシング デー)[*は年によって異なる]

チップ：無 <ホテル>ホテルでは追加のサービス料がかかることなく、チップを支払うかどうかは自分の判断次第。<レストラン>高級レストランでは優れたサービスに対して、ウェイターに料金の10%をチップとして支払うことが一般的。<タクシー>料金の5～10%程度 <その他>高級レストランではチップを渡すのが一般的

持込制限・持出制限

（日本国の持出・持込制限は税関（<http://www.customs.go.jp/kaigairyoko/index.htm>）をご確認ください）

持込制限	持出制限
<通貨>現地通貨：AUD10,000相当額以上の現金は申告要、外貨：AUD10,000相当額以上の現金は申告要 <タバコ>：紙巻たばこ25本またはたばこ製品25g(18歳以上)、<アルコール>：アルコール飲料：2.25L(18歳以上)、<土産品>：総額AUD900相当(18才未満半額)、酒・タバコを除く。、<その他>：商業目的商品、薬剤、土、土の付いた用品、または淡水地域で使用した用品(スポーツ・レジャー用品、靴など)要申告、<禁止品>：麻薬、銃器、肉・魚類、乳製品、卵類、種子製品、果物、生物、動植物等(所持している場合、入国拒否となる可能性がある)	<通貨>現地通貨：AUD10,000相当額以上の現金は申告要、外貨：AUD10,000相当額以上の現金は申告要 <禁止品>：動植物とその製品、考古学的物体、鉱物、切手、記念コインなど

持込・持出備考：【持込】同一家族構成員と一緒に旅行する場合、各人の免税限度額を合算可。持込禁止物品を所持している場合、入国拒否となる場合がある。食品は持込可能な物を持ち込む場合でも申告が必要。申告を怠るとその場で罰金が課せられる場合がある。

渡航手続

（周遊の場合、旅券残有効期間はすべての訪問国の条件を満たすこと）

（税関申告書「要」は免税範囲に関係なく申告書を提出するケースとなります）

<観光査証・渡航認証>要、最大3ヵ月以内の観光は査証不要だが、電子渡航許可ETAの登録が必要。ETAの条件を満たしていない場合は査証を申請する。

<旅券残有効期間>帰国時まで有効なもの(ETAの場合)。査証申請の場合、申請時6ヵ月以上。

<E/Dカード>入国時：要、出国時：不要

<税関申告書>入国時：要、出国時：不要、E/Dカードに含まれる

上記の情報は、随時更新を行っておりますが、予告無しに変更され、実際とは異なる場合もございますので、あくまでもご旅行・ご宿泊の参考としてご覧下さい。情報の相違に起因するお客様の損害(損失)につきましては、責任を負いかねますので予めご了承願います。